

○1番（近藤 治隆君） 議席番号1番、近藤治隆です。

一般質問が締め切られてからわかった事実がありますので、冒頭でしゃべらせてもらいます。

先日5日前に一本の電話が私にかかってきました。今年開催される1300年祭、開催されることに関しては私はすごく喜んでいまして、選挙の前からずっと言っていたことなので喜んでいきます。

しかし1300年祭実行委員会というのが、実態が別のものになっていると。今までは若者たちが活動してきたものが、今回は名前は全く一緒だが、執行部側が決めたメンバーになっているということ。以前から私が言っていた1300年祭実行委員会とは、若者がこの東員町のためを思って自発的に活動している団体です。しかし今回の1300年祭を主催している新しい1300年祭実行委員会は、中身は全く別のものということで、私は驚きと怒りを覚えています。

町長はご存じなのか、それとも社会教育のほうで勝手に決められたのかわかりませんが、いろいろなところで彼らをたたえるような言い方を町長は答弁されてました。商工会の総会でも私は伺ってます。しかしふたを開けてみれば、彼らが一生懸命つくった話題を略奪し、踏み台にして、行政が美しいところだけを利用し、甘い汁を吸い、今の現状はこれは権力の乱用としか言いようがない。

唯一若者の1300年実行委員会でリーダーを務めていた子だけが、新しい1300年実行委員会に入っています。しかし彼は聞いてないとすら言っている。こういうことが本当に許されるなら、本当はこの場で問い詰めたいですが、一般質問の通告に載せていませんので、ここでは差し控えさせていただきますが、こんな人を人と思わないような行動は今後厳しく追及していきたいと思います。

では1つ目の子宮頸がんワクチンについての質問に入らせていただきます。

1つ目の質問は、4月から定期接種化になった子宮頸がんワクチンについて、質問させていただきます。

現在多くのメディアで子宮頸がんワクチンの危険性が指摘されていますが、東員町としての対応をお伺いいたします。

○議長（藤田 興一君） 岩田利弘生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 近藤議員の子宮頸がんワクチンについてのご質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がんは、子宮頸部（子宮の入り口）にできるがんでございまして、原因といたしましては、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるもので、感染しても多くの場合、感染は一時的で、ウイルスは自然に排出されますが、長い間感染が持続いたしますと、前段階の病変を経て発症するものと考えられております。

このヒトパピローマウイルスは、現在100種類以上が確認されており、その中でも16型と18型が多く、日本人の子宮頸がん患者の約70%から、この2種類のウイルスが見つかっております。

厚生労働省によりますと、年間約1万人の女性が発症し、約2,700人の方が亡くなっており、女性が罹患するがんのうち、子宮頸がんにかかります罹患率と死亡率につきましては、国立がん研究センターの統計調査によりますと、罹患率は13.5%、死亡率は4.2%となっております。

また、子宮頸がんのうち、20歳未満での罹患率と死亡率につきましては、罹患率が0.03%、死亡率は0%となっております。日本では、20代から30代で急増している状況でございます。

次にワクチンにつきましては、2価ワクチン（商品名サーバリックス）と4価ワクチン（商品名ガーダシル）の2種類でございまして、先ほど述べましたとおり、子宮頸がんから最も多く検出されるHPVの型は16型と18型で、2価ワクチンはそのウイルス予防に、4価ワクチンはそれに加えて、センケイコンジローマの主要な原因となる6型と11型も予防するものでございます。

予防といたしましては、HPVの主な感染ルートは性的接触であるため、初交前の年代が最も効果的と考えられており、現在は、小学6年生から高校1年生相当の女子を対象として、定期接種としております。

有効性につきましては、まだ新しいワクチンであり、現在確認されている期間は、最長で9年程度とされておりますが、これまで有効期間は随時更新されており、今後も引き続き調査が行われていく予定でございます。

なお、HPVの持続感染を予防する効果と、がんに移行する前段階の病変の発生予防効果は確認されておりますが、既に感染しているウイルスを排除したり、治癒させる効果はございません。

また、子宮頸がんから検出されるHPVには、16型、18型以外の型が約30%あることから、ワクチン接種によって免疫ができて、すべてを予防することはできないと考えられております。

そのため、対象者におかれましては、20歳から子宮頸がん検診を受診していただき、引き続き予防に努めていただきたいと考えておりますので、町といたしましては、あわせて検診の受診勧奨にも努めてまいります。

次にワクチンは筋肉注射であり、副反応につきましては、接種後に原因不明の痛みやけいれん等の報告が多数あることを踏まえ、先月、厚生労働省は、専門の検討部会において中止の必要性が議論されましたが、医学的データが乏しく、因果関係が判断できないため、現時点での中止は必要ないとしており、今後は事例検証していくとしております。

健康被害救済制度につきましては、ワクチン接種による副反応により医療機関での治療が必要になったり、生活に支障をきたすような障害を残すなど、健康被害が生じた場合、その健康被害が接種によるものであると厚生労働大臣が認定した場合に、予防接種法に基づき、市町村が補償を行うこととなっております。

ワクチン接種にかかる保護者への情報提供につきましては、副反応報告が多数あることを踏まえ、厚生労働省におきましては、保護者に向けて、有効性とあわせて、接種に伴う副反応等のリスクにつきまして、わかりやすく示していくよう検討されており、本町におきましても、予防接種の有効性とあわせて、副反応その他に関する注意事項等につきまして、十分な周知を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、子宮頸がん予防ワクチン接種は、予防接種法の改正により、本年4月から定期接種となっております。町といたしましては、接種を勧奨する義務がございます。しかしながら接種につきましては、保護者や被接種者の努力義務でございます。最終的には保護者の方のご判断になるかと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） 東員町の子宮頸がんに対しての取り組みに対してご答弁いただきまして、ありがとうございます。

最初に私がなぜ子宮頸がんワクチンについて一般質問をしたかと言いますと、メディアで報道される前に東京でとある勉強会に参加してきました。その時に子宮頸がんワクチンの副作用について警笛を鳴らしている自民党系の区議会議員、そして市議会議員の方々とお会いしたことをきっかけとしています。

彼らの話、彼女らの話でもあるんですけども、を聞き、どこまでが信憑性があるのか、いろいろと私もこの1～2カ月調べてきたところ、たまたま最近、朝のニュースの特ダネで取り上げられていまして、これは一般質問でも行おうかなと踏み切ったところです。

先に、これから使用するデータなんですけども、国立がん研究センターのデータを使用しています。なお、すべてのデータがそろっている平成20年度の統計データを使用していますので、多少の答弁との誤差はあると思いますが、一部の見解がもしもありませんが、まず慶応大学の医学部婦人科の主要研究室による予防効果の立証がされていないという意見もあります。新しいワクチンが本当にワクチンとしての効果を発揮しているのかというのは、正直これはいろんなところでも言われているんですけども、新しいワクチン推定立証はできてないはずなんです。ただし効果はあるというメーカーサイドの話から来ているものだと思います。

次に、厚生労働省の薬事食品衛生審議会、医薬品第2部会資料では、臨床実験を途中でやめたと書かれています。これは本当に正直驚きまして、子どもたちは実験台かと。

子宮頸がんにかかっている方は、先ほども言われていたように、大体年間で約1万人程度で、そのうちの4分の1の2、486人の方が亡くなっている病気と、この数値だけ見れば、この病気の予防ができるであろう子宮頸がんワクチンの必要性は十分に理解できるのですが。

そこで順を追って説明していきますが、現在、定期接種化になったワクチンの子宮頸がんの、あえて言うんですけども、原因の一つとして考えられているヒトパピローマウイルスの、今後HPVと約しますけども、HPVの感染を予防するワクチンであります。ここで重要なのが、子宮頸がんのワクチンではなく、HPVのワクチンであるということが一番重要なんですね。

実際に子宮頸がんになった方に会ったんですけども、子宮頸がんワクチンということは子宮頸がんを予防すると思われているんですけども、言葉の違いで、HPVというウイルスを予防するワクチンであるということ、一般の方はほとんど理解していないと思うんです。本当に子宮頸がんにかかった方数名に聞いてきましたけども、HPVを予防できるのではなくて、子宮頸がんを予防できる、しかも全部を予防できると思っているんですね。

これにちょっとした差異があると思うんですけども、このHPVは子宮頸がんになった人の90%が感染しているウイルスといわれていて、要は性交渉によって感染することがわかっているウイルスです。よく間違われるのが、HPVに感染したから子宮頸がんになるわけではない。HPV感染は一つの起因であり、感染しても多くの人は症状が出ないうちにHPVが自然排出されると考えられているんですね。

ここからわかることは、本当に最低のレベルで考えたんですけど、10%の方はHPVの感染による子宮頸がんの症状ではないと言えるんですね。90%の方が感染しているということは、10%の方は感染していないので、HPVによる子宮頸がんではないから、今回のワクチンには適用できないという考えで、最低でも10%の方は子宮頸がんワクチンに関係ない。

そこでウイルスについて調べてみると、HPVは高リスク型、そして低リスク型の2種類に分類されるんですけども、高リスク型というのが、がんに変移しやすいリスクのウイルスだと、変移しやすいというか、がんになる可能性のあるウイルスだと考えられています。

その中に主にあるのが16型、18型、31型、33型、35型、39型、45型、51型、52型、56型、58型、59型、68型の13種類の中の16型と18型が今回のワクチンが効くとされているものです。

これを先ほど70%の人と言われてましたけども、これもいろんな見解がありまして、40%と言っているところもあります。アメリカの場合は70%という研究結果が出ていますが、日本の場合は60%だという資料もあるわけです。その中には40%と言われる方もいて、正直ここは多分ちゃんと統計がとれていないんでしょう。要するにすべての子宮頸がんを予防できるわけではないんです、このワクチンは。

子宮頸がんの罹患数を年間約1万人と考えた場合というか、大体1万人なんですけども、その中で最低の10%の人がHPVに感染していないので、対象者は9,000人ぐらいと考えます。その中で16型・18型の割合が最大で70%と考えた場合に、6,300の方が今回の子宮頸がんワクチンにより予防できるであろう。予防できるかできないかの議論は本当にあるので、それは置いておきますけども、予防できるとして、6,300の人が対象です。

子宮頸がんを発症したほうは、最大で63%、文献によっては40%、30%になってしまうんですけども、あえてここでは最大の63%と計算しています。最初に説明したように、命を落とすであろう約2,500人の63%は、今度は1,575人です。

ここまで聞くと、確かにある程度のワクチンの重要性というのはあるのかなと思えてくるんですけども、しかし今回の説明では、対象年齢は全く考慮していません。全く考慮しないで死亡者の数字で言うと約1,575人なんです。今回の定期接種化に当たり対象とされている年齢が小学校6年生から高校1年生となっています。子宮頸がんワクチンの一つであるサーベリックスの予防効果期間は、現在のところ最大で、今日の朝ホームページで調べてきましたけども9.4年です。平均で8.9年と書いてありました。

国立がんセンターの集計表には、5歳ごとにデータが載ってるんですけども、10歳から24歳までで算出させてもらいました。そうすると罹患数は、先に説明すると、小学校6年生の方に例えばワクチンを投与した場合に、12歳ですから、それに9.4年足したとしても、21歳とちょっとぐらいになるんですけども、それを踏まえて10歳から24歳までを算出すると、罹患数は55人、罹患数というのは、結局ウイルスにかかって、要は判明している人が統計で55人で、死亡者数が2人と出ています。罹患数55人の63%ですから、35人なんです。全国で35人ということになるんです。死亡者数がいたとして、せいぜい1人か2人になりますね。

これが問題となっている副作用なんですけども、今度は先月27日に厚生労働省が子宮頸がんワクチン接種後の失神を起こしたり、意識がはっきりしなくなった女性が今までに818人にわたり、失神状態になった方が567人と報告されていま

す。海外では死亡者も出ており、日本でも因果関係が証明できなかったのですが、2件出ているのですね。0件と言ってもいいですけども。

そもそも今回問題になっているのは、予防接種法なんですね。予防接種法を見るとこんなことが書かれています。人から人に伝染することによるその発生及び蔓延を予防するため、またはかかった場合の病状の程度が重篤になるおそれがあることから、その発生及び蔓延を予防するための特別な予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令が定める疾病とありますけども、要するに著しく蔓延しない一つの予防接種として考えられないと思うんですね。だから予防接種の考え方としては、大多数の人を助けるために、少数の副作用を仕方がないと見ているような考え方を言っているわけなんですけども、子宮頸がんワクチンに関していうならば、年齢別に考慮した場合、本当に蔓延しているのであろうかと。年間35人ですよ。余りにも少な過ぎる対象数ではないかなと僕は思っているんですけども。

確かにこのワクチンが未来永劫続くのであれば、それはかなり違うんでしょうけども、現実今の段階では9.2年としか実証されていません。厚生労働省が最初に言ったのが、20年を目処に考えているんですね。大体20年ぐらいはもつだろうと。そしたら確かに37人ではなく100人ぐらいにはなるんですけども、それでも100人ぐらいなんですよ。

また、この資料がおもしろいことに、厚生労働省のワクチンを接種するときって、必ずB/C（ビーバイシー）といって、要は費用対効果を計算されるんですけども、この時だけなぜか永続的にこのワクチンは効きますと言われているんです。永続的にやれば、B/Cも上がりますよ。実際のところはまだ9.4年ですから。

そういうのも含まれて何かがあったのかなとは思っているので、国のことなので町で言うのはどうなのかとは思っていて、ただ最終的には町が住民の皆さんに配る資料なので、ここであえて言わせてもらうんですけども、このワクチンが確かにいろんな方が性交渉を行う前に接種した方が効果的であると。いや、効果的という言葉に余りにも惑わされて、実際の効果と副作用のバランスが保たれていないのではないのでしょうかと思っているんですけども。

論理的に考えれば、罹患者数35人に対して失神する方が567人、4年間なので単純割して141人、単純割というのが、あくまで本当に一番低い数値だと思うんですね。その人数ではあるけれども、学校生活がまたままならなくて、本当に手が震えて学校にも行けない子たちがいるんですね、実際に今現状でわかっているのが2人。

こういうのを聞いていると、一番僕が気にしているのが、一方的な意見ばかり聞いては意味がないと思っているので、いろんな方に聞いて、先ほども言いましたけども、実際に子宮頸がんを発症した方、子宮を取っている方にもお話を聞いたんで

すよ。その方でさえ、こういうことがはっきりとわかっていないんですね。この現状が僕は一番まずいと思うんです。

このワクチンの副作用がどうのこうのというのは、勝手に国がやってくれますけども、でも情報発信しているのは町なんです。町は町民の方の命を守るべきなんです。こういうことが本当にわかってきて、重く受け取っていただきたいから、今回長い質問でしたけども、皆さんに説明しているわけです。

こういうことを聞いて生活福祉部長、ご答弁いただきたいんですけども、どうですかね。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） ご答弁させていただきます。

先ほどのサーバリックスのワクチンですけども、まだ開発が新しいということで、確認されている期間が最長で9.4年ということでございますけども、これがまだずっと継続して検証されていきますので、この年数は上がっていくと考えております。今現時点ではまだ9.4年しか実績がないということです。対象人数もそれに伴ってまた増えていくと考えております。

町といたしましても、このワクチンにつきましては、パンフレットとか資料を受診の勧奨の通知の中に入れてさせていただいて、そしていろいろ読んでいただいて、子宮頸がん予防Q&Aの中にも、健康被害とか、その辺についても記載されております。

また町から保護者の方に対しましても、子宮頸がん予防ワクチンの接種を希望される方へということで、主な副反応とか、それについても記載させていただきまして、ワクチン接種の予診票もございまして、予診票の中に、今回受ける予防接種についての説明文を読み、理解しましたかとか、生まれてからいろいろ特別な病気にかかっていますかとか、けいれんとか、今まで予防接種を受けて具合が悪くなったことがありますかとか、アレルギーとか、いろいろなものについて副反応ができるだけ出ないように、医者とも相談していただいて、保護者の方と医者の方で接種についていろんな面から検討して、最終的には保護者の同意で打つというような形になっております。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） ご答弁ありがとうございます。

そうなんです。最終的には保護者なんです。でも副作用で学校へ行けなくなった場合に一番困るのも保護者です。決められないです、正直。僕なら受けません。子宮頸がんワクチンが定期化したこと自体に問題があるのかなと僕は思っているんですけども。

そこでよく言われるのが、もし副作用が出た場合に、先ほどもご答弁されてましたけども、補償がありますと。厚生労働大臣が認可した人に限ってですかね、補償

があると言っていたと思うんですけども、これも結構問題がありまして、本当にこれは実際に起きている話なんですけども、病気というか、副作用が起きたと立証しなければいけないのです。一人の親、医者でもなければ研究者でもない方が、まだこのワクチンは新しいから、どれだけの効力かわからないと言われていたようなワクチンに対して、これが副作用ですと立証しなければいけないんですよ。ほぼ不可能に近いかなと僕は思うんですけど。お金をかけて研究者の方を呼んで、弁護士を呼んで、何とかそれで、もしかしたらできるかもしれないというレベルだと思うんですよ。これを補償というのかと。

これは一個人のあれなんですけども、外資系の保険は最近払われなとかといううわさをよく聞くんですけど、それとよく似たものかなとっているんですよ。お金だけ払って払われなとか。補償はありますと、税金の中から出るんでしょうという形なんですけども、補償はありますと言っている割には、確かにあるけども実態がないという形ですね。立証ができなければ実態は生まれませんからね。その辺をもうちょっと東員町としても考えていただきたいなと。

そういう意味でも、もし今後東員町で副作用が起きた場合はどのように対処していくのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 予防接種法に基づく予防接種、定期接種を受けた方が健康被害が生じた場合につきましては、健康被害が予防接種を受けたことによるものということが、厚生労働省が認定した場合には市町村により給付が行われるということでございます。

もしこの予防接種によって健康被害を受けたという場合は、まず町の方で予防接種健康被害調査委員会というのがございまして、そこで医者の代表の方、保健所長様、町の教育委員会とうちの健康福祉部のほうと、調査委員会を開催させていただきまして、それについて、これに基づくものであるかどうかということとを審議します。審議して、もし定期接種によるものだということが判明した場合には県に申達して、それから国の方へ行きます。国の厚生労働省へ行きますと、また意見聴取があって、厚生労働省の中で疾病障害認定審査会というのが開かれまして、そこで最終的に結論づけられるということです。それからまた下のほうへ、県を通じて下りてくるということになっております。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） ありがとうございます。

町のほうの健康調査委員会ですかね、開かれる条件というのはありますか。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） その予防接種、定期接種による健康被害が生じたと判断した場合ですね。予防接種健康被害調査委員会です。



○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） すみません、ちょっとわからないので、もう一度聞くんですけども、ワクチンによる副作用が判明した場合というのは、厚生労働省が認定したときなんですね。でも健康調査委員会が認定するときは、ワクチンによる被害を受けたときというのが、ちょっとわからないんですけど、どういうことですか。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 予防接種を受けたことによって町内の方が健康被害を受けたときは、町のほうでまず予防接種健康被害調査委員会を立ち上げて、そこで、これがワクチンによるものなのかということを確認して、それがワクチンであるということであれば、県に申達して、県から厚生労働省へ行って、後は厚生労働省の疾病障害認定審査会にかけられるということです。そこで事情聴取とか、いろいろされるということです。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） そしたら最初の条件ってどういうことですか。要は町民の方が言ってきたら、その時点で立ち上がるということですかね。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 条件というのは、明らかにワクチンによるものということが、お医者さんとか、その辺が副反応とか健康被害があった場合は報告があると思いますので、その方の意見も聞きながら、ということになると思います。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） わかりました。このワクチンに関してはいろいろな議論がありますので、あくまで私の調べた範囲ですけども、どうしても納得が、何度やってもいかないので、今回お聞きしました。

ほかにもざっと言わせてもらおうと、子宮頸がんの死亡率は年々減少しています。昭和25年から平成21年までの経過を見ると、大体半分以下に減ってしまっていて、性交渉が若年化したことにより多分年齢が下がっているのかなというのもあるんですけども、HPVが若い世代に蔓延しているような記事をよく聞きますけども、そう考えると蔓延していませんよね。蔓延していたら、もっと人数が増えていると思うんですね。

実際にHPVが感染してから発症するまでの期間が長いとはいえ、10代で感染した場合には20代で発症する期間が出てくるので、そういうのを統計的に見ても、例えばたばこを吸っていたら肺がんになるよという要因と、ほぼ同等のかなと私は考えているんですけども、そういう意味で、いろんな方にも解釈していただきたいなと思っていますね。

どうしても納得がいかないのは、臨床実験はまだ終わっていないと。国民を何か研究材料にしているようにしか見えないので、そこはちょっと微妙だなと思います。

ちなみにこれが一つの報告としてあるんですけども、子宮頸がんワクチン、サーバリックスの分なんですけども、副反応報告に余りにもズれているというのがあります。ホームページとか見てもらうとすぐわかるんですけども、厚生労働省が平成24年8月31日分まで報告されたのと、販売元から類型で発表されたものがあります。663万回の接種回数に対して医療機関からの報告数は956名であると。そのうちの重篤患者が85名、1名の死亡です。関連ありとして報告されたのが511万回の接種回数に対して、医療機関からの報告が591名で、重篤患者が57名、死亡者0であると。またもう一つの子宮頸がんワクチン、ガーダルシー分は副反応は同等に最新情報で103万回の接種回数に対して、医療機関からの報告数が132人、うち重篤が11人です。にもかかわらず、2010年6月にグラクソ・スミスクライン・サーバリックス社のほうで出ていたのが、市販直後の調査は11万人の接種に対して3例しか出ていませんでした。失神例ですね。すごい開きがあるんですね。

こういうのを見てくると、本当にこのワクチンは大丈夫かなと思えてきて、それこそこれからの世代を担っていく方に、どうしても慎重になっていただきたいなと思いました。

最後にまとめますけども、このワクチンはあくまでも任意です。親の方には真剣に考えていただきたいし、接種をするかしないかを決めていただきたいと思います。そのためにも執行部の情報伝達のほうでも、わかりやすく、伝わりやすい情報伝達をしていただきたいと思います。子宮頸がんにかかった人でさえ、子宮頸がんワクチンの実態がわかっていないぐらい、今は浸透していないと。すべてが治ると思われるぐらいなので、これは伝達方法がちょっとおかしいのではないかなということ懸念しまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

では、2つ目の質問に入りたいと思います。

一般的に町長と副町長の立ち位置としては、副町長は町長の女房役として、内部のトップとか、そんなふうになんか言われ、そういう立ち位置を決めていると思うんですね。現在の東員町では町長と副町長はどのような立ち位置なのか知るためにも、就任して1年が経過した副町長の実績をお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（藤田 興一君） 早川正総務部長。

○総務部長（早川 正君） すみません、申しわけございません。のどを少し痛めておりまして、お聞き苦しいところがあるかもわかりません。お許してください。

それでは副町長の1年間の実績について、お答えをさせていただきます。

樋口副町長におきましては、昨年3月定例会において、議会の皆様の同意を得まして、平成24年、昨年の4月1日から副町長に就任をいただき、1年が経過したところでございます。

現在本町を取り巻く環境は、少子高齢化、景気低迷と、大変厳しい状況でございます。そのような中で副町長の業務は、町長が目指すまちづくり、すなわち町長が申し上げております5本の柱などを実現するために、本町にとりまして最も有効な政策及び企画を立案すべく、その先頭に立ち、基本的な方向や方針を示していただいております。

具体的には、まず本町の財政を分析され、その結果、歳入では住民税の減収、歳出では扶助費が増加傾向にありますことから、財政の強化・健全化を図るため、集中と選択、制度の見直しにより、政策課題の絞り込みを実施するとともに、事務決裁規程や組織の見直しに取り組みされました。

また、予算編成では、各課からの要望等事務事業内容の聞き取りを行うサマーレビュー、オータムレビューの手法を導入し、重要施策と事業施策の実施に向けた課題の把握に努め、総合計画との整合性を図りながら施策の絞り込みを進められました。

いずれにいたしましても、これまでの行政経験を生かし、持続可能な行政運営を行うため、本町の課題の抽出を行い、職員とともに行財政改革など、多様化する行政課題に精力的に取り組んでいただいているところでございます。

よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） ご答弁ありがとうございます。

すみません、その前に一つだけ言うておきます。

今回、副町長の実績を調べる上で、町長と副町長のスケジュールの提出を求めたところ、最初了承してもらったんですよ。提出を待っていましたが一向に返事がないので、担当課に聞きに行きましたところ、スケジュールは出せませんと最初に言われたんですね。議会事務局のほうに聞いていませんかと言われて、すぐに議会事務局に行くのも何だったので、執行部のほうに調べてもらったんですけども、そして別の職員のところまで止まっていて、議会事務局には通達が行っていなかったと。出せないなら出せないで最初から言ってもらえれば、それに対して対応ができたんですけども、何日も待った上で出せないと言われて、そんなに出せないという言葉が時間かかるものなのかなというのが腹立たしいんですけども。

そもそも一部のスケジュールを出せないというのならわかりますけども、スケジュールが出せないということは、情報公開請求権に反するのではないのかなと、そういうことを執行部の前で言いまして、そしたら議長名であれば出せると言われま

したので、議長もご存じのように、すぐに電話してお願いしました。その後、スケジュールを受け取りましたが、それが今週の月曜日でございます。

何か調査されるとまずいのかどうなのか、副町長、ご答弁をお願いします。

○議長（藤田 興一君） 樋口和人副町長。

○副町長（樋口 和人君） 今回私の実績ということのご質問でございました。基本的には私がどうこう言うような話でもございませんので、今のスケジュールを出せるか出せないかの件についてのお答えをさせていただきます。

まず今回、議員との質問の内容の調査の段階で、どうもこちら側に不手際があったというふうなことも聞きました。

実は私や町長のスケジュールというのは、私どもの秘書係が管理をしております。基本的には求められれば開示をしていくというのが当然なんです、中には政策的なこととか、特に町長の場合ですと、政治的活動もその中に含まれますので、そういったことについては秘匿の義務というのもございます関係で出せないものもあると。

ただ、公にしている公務でございますね、これについては私も町長も当然求められれば出すことができますので、今回最終的には出させていただくことになりました。この辺のことが、ちょっと今、こちら側のほうで整理ができていなかった点もあたり、最初の段階での折衝の中で誤解があったようですので、それについては大変不快な思いをされたかなというふうに思っておりますので、それはおことわりをした上で、内容としてはそういう内容で出せないもの、それから出せるものがあるということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） 最初、私の答弁にもありましたように、一部のスケジュールに関しては出せないのは了承しております。公務の部分でいいので出してください。何が調べたかったかというのも伝えました。今回は別に町長のスケジュールを調べたいわけでもなく、副町長のスケジュールを調べたいわけでもなく、それを比較した上でお互いの関係を聞きたかったんですね。

例えば町長が最初に副町長を選任した時、いろんなことをズバズバ言えて、仲のいい人やで、というような形もあったと思うんですよ。いろんなことが言い合えるというようなことを聞いてます。なのに何かいろいろなところを見ていると、僕の感覚なので、ズレているかもしれませんが、本当にうまくいってるのかいってないのかなというところが出てきまして、今回こういう質問をさせていただいてるんですけども、その上でスケジュールをいろいろ細かく見ていけば、多少なりとも関係位置がわかるかなと思って請求させてもらったんですが、余りの時間のなさ

に、今回それは質問ができません。月曜日にスケジュールが届いて、欲しいものでもなかったの、正直なところ難しいところがあります。

別のアングルから質問せざるを得ないのですけども、まず最初に、副町長にもう一度ご答弁をお願いしたいのですけども、町長と副町長の関係はどのような関係でしょうか、お伺いします。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） どういうふうに答弁していいのか、ちょっと戸惑ってますが、基本的には町長が私を選任していただき、皆さんの同意を得て、私がここに今座っているという状態は基本的前提でございます。

その中で町長は東員町の役場も含め、東員町これからの時代に、このままだと大変心配なので、それを改革したり、あるいは継続的に運営ができるような、そういうお手伝いをしていただけないかということで私は就任をしたところでございます。

ちょうど1年前のこの議会で、たしか山本議員だったと思うんですが、山本議員のほうからは、私を認めたことについては、議会は賭けに出たんだという話を得て、あなたはというふうなスタンスで、ここで仕事をされるのかと、こういうお話がございました。私もその時の答弁につきましては、今も覚えておるんですが、少なくとも私はその時に、町長の言いなりになって事を進めていくということではなく、可能なことと可能でないことが、ものにはございますので、私は事務方として、可能なことについては町長に協力し、しかし非常に難しく、それをやろうとすれば、新たないろんな弊害が出てくるというものについては、町長には進言を申し上げていくというような立場で、そういうふうなお話をさせていただきました。

それから、そういうことをするのが私の役目だということで、不退転の決意という言葉を使わせていただきましたが、そのように申し述べをさせていただきました。それは1年後の今も何ら変わっておりませんので、私の評価はむしろ町長や、それから皆様が評価をしていただいて、もしこれはあかんということであれば、その措置をしていただければ、それは私は受け入れさせていただくことでございますので、そういう意味でございます。私も今真剣に答えておりますので、そのことはご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） ご答弁ありがとうございます。

どういう関係なのかというのは、いまいわからないのですけども、組織の見直しとかの実績とか、今回いろんな組織改正があったので、いろいろと見てますけども、その中で批判的な声もあれば、いい声も両方あると思います。それに対して、どちらかと言うと、何かうまくいってるのかどうかははっきり見えないところも出てくるので、私としてはちょっとどうなのかなと思っているのですけども。

例えば組織の見直しとかというのは、多分町長と副町長、両方意見を出されていると思うんですけども、そういうのというのは、副町長と町長の打ち合わせって、どれぐらいの回数でやられているのですか。普通に部屋が隣だから、ちょっとしたことで話し合うのか、それとも何か機会を設けてやっているのか、その辺お伺いしてもよろしいですかね。

副町長でお願いします。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 今、組織改革を例にお尋ねになっておりますので、少し経緯も含めながらご答弁させていただきますが、まず物事を変える前に、今あることを分析をする必要がございますし、いいことも悪いことも含めて調査をかけます。あるいは分析のための例えば聞き取りなんかもさせていただいて、今回組織については職員の方々が、どうかすると息苦しいような、そういう仕事ぶりというふうに判断をさせていただきましたものですから、町長にそのことをご報告を申し上げました。それは日常の中でもやっております。

そういう中で町長のほうは、私はそういう意味では経験がございますので、じゃあどうやってしたらそれが治るのかというふうな、そういうやりとりがあって、こうしたらどうでしょうか、ああしたらどうでしょうかというご提案を申し上げて、そして概要で町長が、ああ、それなら進めてくれということで今回ございましたので、その手法についてはどうしましょうかということで、それはもうおやめになりましたが、総務部長の日置とあなたでまとめてくれやんかと、こういうふうな話で今回まとめさせていただいて、結果的に皆さんにお示しをした、この4月からの体制ということになったわけでございます。

その間、細かいことも含めて町長どうしましょうというのは隣の部屋なので、しょっちゅう町長とはお話をしていますし、町長と私の部屋はとびら1枚でございます。それは常に開いておりますので、例えば私が皆さんにこうしたらどうやというようなことを、部下と申しますか、担当レベルと話をしていることも、町長のところには聞こえていきますし、そういう意味では意思の疎通というのは、私のほうはすごくとれているのではないかなと、そんなふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） ありがとうございます。

意思の疎通がとれているのはいいことだと思いますが、町長はどうですかね、その辺は。

○議長（藤田 興一君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 早く私に聞いていただきたいなと思って待ってたんですが、私は樋口和人さんを、私が東員町の行政運営をやっていくについて、ぜひいろいろな今までの経験を生かして助けてほしいということでお願いをしてきました。

正直言って、来ていただいて1年間を見て、なかなか私思うようにはなりません。これは非常に私にとってありがたいことなんですね。

といいますのは、私が就任をさせていただいた時に、一部の方かもわかりませんが、おい、黒船が来たぞみたいな話があったり、町長、おまえは英語で話をしていると、英語で話をしているから、みんなに理解してもらえんのかなというようなお話も、実は承ったこともあります。

そんな中で、私が1年間いろいろ中で疑問に感じたことがあったりしたんですね。副町長来ていただいて、樋口副町長に、こんなことを疑問に感じているというようなお話をさせていただくと、町長これはこうですよという、今までの経験をもとに、こういうことですよというようなお話をされる。それが、ああなるほど、そういうことだったのかということで、いろいろ教えてもらうこともあります。私が突っ走っていくところを、ぐっと手綱を引いてもらえるところもあって、非常に私としては、今ものすごい助かっているなど、来ていただいてありがたいなということで感謝をしております。

私はなかなか行政の中の経験が少ないものですから、やっぱり経験豊富でありましたり、そして職員の皆さんの気持ちもよくおわかりをいただいておりますので、その辺の調整もきちんとしていただいておりますので、本当にありがたいというふうなことを思ってまして、これからも樋口副町長とともに、東員町の将来に向けて頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、ぜひ皆様もご協力をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員。

○1番（近藤 治隆君） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

スケジュールを見てないといってもざっとは見たので、あえて印象だけ述べさせてもらうんですけども、内部的な公務もあると思うのであれなんですけども、町長のところはほとんどマルがついていて、副町長のところには点々がついている形だったんですね。

私が思い描く組織図というのは、仕事内容にもよるので、一概にこれだけでは判断しづらいんですけども、民間的な考え方かもしれないんですけども、上に行けば行くほど自由な時間が必要だと僕は考えているんですね。なぜかというと、自由な時間というのは、そこによって情報収集をしやすくなるので、それに対して全体を把握することができる。そういうことから私はそう思っているんです。

町長がカウンター業務のことを詳しく例えば知っていたとしても、町政は全くよくなるので、聞くところによると、今、権限を下ろしているというふうな動きも聞いてますので、その辺の構造についてもいろいろお伺いしたかったんですけども、時間がなくて、最後にまとめさせてもらいますけども、今の状態というのが、スケジュールを見ると、どうしても町長、いろんなことに出ている、副町長は余り出てないような感じに見えただけなので実際は知りませんよ、でもそういうのだと、ちょっとまずいかなという点があります。

あと、私が聞くところによると、職員の中からも、ちょっと苦情が聞こえてきたりとか、例えば副町長の言うことには、何につけても四日市市と比較したがるというような声も正直聞こえてきました。四日市市と東員町は一緒ではないので、それに合った考え方をある程度していただきたいなと思うのと、最後にやっぱり聞きます。副町長の描いている副町長像とは何でしょう。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 私は近藤議員が少しお話をされた組織としては、町長はやはり頭を使っていただくということに専念をしていただいて、細かいこと、あるいは事業のことについては下のほうに下ろしていく、それが組織の一つのあり方だというふうには思ってます。その上で役割分担がございますので、私は町長が示された政策、それを実現をしていくために努力をする、それからその下の職員の方々は、それをもっともっと細かいことまで精査をしながら実現をしていくということではないかなというふうに思ってますので、あくまで私はそういう意味での役割分担の話の中で、私の立場の仕事としてはそうではないかな、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田 興一君） 近藤議員、残り10秒です。

○1番（近藤 治隆君） はい、すみません。

四日市市出身で四日市市から来られたということで、東員町と四日市市ともうまくジョイントしてほしいなという考えがありますので、また今後ともいろいろなご活躍をお願いしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（藤田 興一君） 近藤治隆議員、最後、着席のほどお願いいたします。近藤治隆議員に申し上げます。

本日程は一般質問でございます。冒頭における近藤治隆議員の発言は、一般質問から逸しているということで強い注意を申し上げます。また、この件に関しては、後日別の議会において協議したいと思っておりますので、近藤治隆議員並びに執行部はそういうご理解のほどでよろしくお願ひしたいと思っております。